

指定種目強化・選手育成事業  
令和6年度ジュニアスポーツ活動補助制度  
実施要項

1 事業目的

中学部活動の地域移行を契機として志向に応じて選べるジュニアスポーツの機会や場を整備し、子どものスポーツ愛好者の拡大から選手の育成・強化までの一貫した指導体制を充実させ、本市のジュニアスポーツ活動に対し補助を行い、ジュニアスポーツの活性を図ることを目的とする。

2 概要

当協会加盟競技団体が計画、実施するジュニアスポーツ活動事業経費を補助する。

3 補助対象事業（※詳細は別表参照）

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間で実施する以下の事業とする。

- (1) 指導者ネットワーク整備・活用事業
- (2) 普及事業
- (3) 選手育成事業
- (4) 選手強化事業

4 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 補助経費（対象内・対象外）

補助対象事業（1）～（4）の経費は以下の表を参考にする。

■対象内経費	
諸謝金	・指導者謝金、講師謝金、トップコーチ契約料 ※上限額（市内）10,000円、（中央）100,000円
旅費（交通費）	・実費 ・原則として公共交通機関を利用すること。 ・やむを得ず自家用車を利用する場合、車賃は、1キロ当たり20円に走行距離を乗じた金額を支給する。なお、自家用車の同乗者には支給しない。
旅費（宿泊費）	・実費 ※上限額（国内）10,900円、（国外）19,300円
消耗品費	・比較的短期で消耗するもの
印刷製本費	・練習会、合宿開催案内、紙代・コピー代
通信運搬費	・切手代等
賃借料	・バス借上げ料（燃料費含む） ・体育館等練習施設利用料、委員会会場使用料
保険料	・指導者スポーツ傷害保険料
事務経費	・補助額の5%以内を本事業に全体に係る貴団体事務局費（事務局人件費等）として認める。

## ■対象外経費

- ・大会に係る経費（交通費・宿泊費）
- ・事業主体及び選手の財産取得になる物品（取得価格 20,000 円以上の物品）
- ・個人に帰属するものの費用（選手のスポーツ傷害保険料等）

## 6 申請について

別紙計画書を令和6年3月31日（日）までに長岡市スポーツ協会へ提出すること。（長岡市スポーツ協会ホームページからもダウンロードできます）

## 7 事業申請から助成額の決定まで

- （1）次年度計画内容について、計画書の提出と併せてヒアリングを行う。（10月）
- （2）競技力向上委員会の定める「令和6年度競技団体評価基準」による団体評価ランク及び各団体事業内容を精査し、補助限度額（見込み）を競技団体へ内示する。（2月）
- （3）内示された補助額をもとに競技団体は本申請を行う。（3月）
- （4）全体予算の確定を受け、本会理事会で補助額を決定して通知する。（4月）

## 8 補助金の支払い

提出された計画書（月別執行計画）に基づき、前期（5月）、後期（9月）の2回払いとする。（本会登録口座への振込）

## 9 報告・精算について

- （1）事業終了後2週間以内、または翌年度の4月4日まで、所定の報告書と共に、①各実施事業の開催要項、②参加者名簿または写真、③領収書のコピー、各事業の概要・参加者が把握できる資料を添えてスポーツ協会へ提出すること。
- （2）未実施事業や助成対象外がある場合は、補助金を返還すること。

## 10 新規種目申請について

- （1）当協会加盟競技団体に加盟・所属する（団体規程で明記されている等）競技種目団体
- （2）当協会事業（こどもスポーツチャレンジ事業等）に参加協力する意思があること
- （3）以上の項目を満たした競技種目で、競技力向上委員会が認めるもの

※10月に意向調査を行う。

## 11 事業申請にあたっての条件等

本事業においては、「長岡産トップアスリート」の輩出を最終目標に位置づけ、そのため小・中学生を育成段階、高校生段階における活躍を育成目標とし、「普及・育成・強化」と一貫した指導育成体制の構築を、小・中・高校指導関係者で組織される専門部会等における縦横的な協力体制のもとに目指すとともに、高校卒業後も、希望者が引き続きシニアアスリートとして活動が継続できるよう中・長期的な取り組みとなるよう配慮すること。

また、コンプライアンスの観点からも、実施事業については、一部の関係者だけで運営されることのないように注意し、市内すべての事業対象者・団体関係者に周知し、受益の機会を公開すること。

【提出先・問い合わせ先】

（公財）長岡市スポーツ協会振興係 担当：加藤・鹿目

メール [n-kyogikojo@n-spokyo.or.jp](mailto:n-kyogikojo@n-spokyo.or.jp)